

西東京市が管理する道路に設ける道路標識の寸法を定める条例（案）の概要

1 背景及び趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により、道路法第45条（昭和27年法律第180号）の一部が改正されました。

これに伴い市が管理する道路に設ける道路標識のうち、案内標識と警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法については、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「命令」という。）を参酌して、地方公共団体が条例で定めることとなりました。

2 条例作成に関する基本的な考え方

条例の作成にあたっては、国の基準である「命令」を検討した結果、本市において適切な基準であると判断したため、そのほとんどを基本とするものとし、さらに当市に該当しない高速道路、国道、都道府県道等に関する規定については条例から除くこととしました。

3 独自条例の主な内容

警戒標識の寸法については、地形の状況その他の理由によりやむを得ない場合においては「命令」で定める寸法の3分の2まで縮小することができるものとししました。

また、「命令」では案内標識のローマ字の大きさを日本語の大きさの2分の1とされているものを道路利用者の国際化に対応し、ローマ字表記の視認性向上を図ることとして、日本語の大きさの3分の2に拡大できる規定を設けます。

「命令」と条例（案）の対比表

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令	西東京市が管理する道路に設ける道路標識の寸法を定める条例（案）
別表第二 備考 一 本標識板 （二）寸法 6 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場」、「国道番号（（118—A））」、「都道府県道番号（（118の2—A））」、「総重量限度緩和指定道路（（118の3—A・B））」、「高さ限度緩和指定道路（（118の4—A・B））」及び「まわり道（（120—A））」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては図示の寸法（5に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあつては、当該拡大後の図示の寸法）の一・三倍、一・六倍又は二倍に、それぞれ拡大	別表 備考 1 本標識板 （1）寸法 ③ 道路に設置する「駐車場（117-A）」、「総重量限度緩和指定道路（118の3-A・B）」、「高さ限度緩和指定道路（118の4-A・B）」及び「まわり道（120-A）」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては図示の寸法（1(1)②に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあつては、当該拡大後の図示の寸法）の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。 ⑥ 道路に設置する警戒標識については、道

<p>大することができる。</p>	<p>路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大し、又は<u>図示の寸法の3分の2まで縮小</u>することができる。</p>														
<p>(五) 文字等の大きさ等</p> <p>2 高速道路等以外の道路に設置する案内標識で、「入口の方向」、「入口の予告」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点(114-B)」、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、「国道番号」、「都道府県道番号」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路(118の4-A・B)」、「道路の通称名」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値(ローマ字にあつては、その二分の一の値)を基準とする。ただし、必要がある場合にあつては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。</p> <table border="1" data-bbox="204 1025 770 1211"> <thead> <tr> <th>設計速度(単位 キロメートル毎時)</th> <th>文字の大きさ(単位 センチメートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70以上</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>40、50、又は60</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>30以下</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 「方面、方向及び道路の通称名の予告」及び「方面、方向及び道路の通称名」を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは、2の規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは、矢印外の文字の大きさの0.6倍の大きさとする。</p> <p>4 「著名地点(114-B)」を表示する案内標識の文字の大きさは、十センチメートルを標準とする。</p>	設計速度(単位 キロメートル毎時)	文字の大きさ(単位 センチメートル)	70以上	30	40、50、又は60	20	30以下	10	<p>(2) 文字等の大きさ等</p> <p>② 道路に設置する案内標識で、「方面、方向及び道路の通称名の予告(108の3)」、「方面、方向及び道路の通称名(108の4)」、「著名地点(114-B)」、「非常電話(116の2)」、「待避所(116-3)」、「非常駐車帯(116の4)」、「駐車場(117-A)」、「登坂車線(117の2-A)」、「総重量限度緩和指定道路(118の3-A・B)」、「高さ限度緩和指定道路(118の4-A・B)」、「道路の通称名(119-A・B・C)」及び「まわり道(120-A・B)」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値(ローマ字にあつては、その二分の一又は<u>3分の2</u>の値)を基準とする。ただし、必要がある場合にあつては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。</p> <table border="1" data-bbox="802 1064 1369 1211"> <thead> <tr> <th>設計速度(単位 キロメートル毎時)</th> <th>文字の大きさ(単位 センチメートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40、50、又は60</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>30以下</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 「著名地点(114-B)」及び「道路の通称名(119-A・B・C)」を表示する案内標識の文字の大きさは、10センチメートル(ローマ字にあつてはその二分の一又は<u>3分の2</u>の値)を標準とする。</p>	設計速度(単位 キロメートル毎時)	文字の大きさ(単位 センチメートル)	40、50、又は60	20	30以下	10
設計速度(単位 キロメートル毎時)	文字の大きさ(単位 センチメートル)														
70以上	30														
40、50、又は60	20														
30以下	10														
設計速度(単位 キロメートル毎時)	文字の大きさ(単位 センチメートル)														
40、50、又は60	20														
30以下	10														